

品川区健康増進型公衆浴場改築支援補助要綱

| | | | |
|----|------------|------|---------|
| 制定 | 平成18年2月17日 | 区長決定 | 要綱第 9号 |
| 改正 | 平成21年3月10日 | 区長決定 | 要綱第 33号 |
| 改正 | 平成24年4月 1日 | 部長決定 | 要綱第142号 |
| 改正 | 平成27年3月 3日 | 部長決定 | 要綱第 83号 |

(目的)

第1条 この要綱は、都と連携し、公衆浴場の改築費用を補助することにより公衆浴場施設を有効活用した区民の健康増進、区民相互の交流促進等、区民の福祉の向上を図るとともに、区民の入浴機会の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であって、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例（平成24年品川区条例第25号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場をいう。

- 2 この要綱において「所有者」とは、公衆浴場を所有する者をいう。
- 3 この要綱において「経営者」とは、公衆浴場を現に経営し、公衆浴場の改築について所有者の承諾を得た者をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、公衆浴場の所有者または経営者が行う既設公衆浴場の改築事業のうち、別表第1に定める施設・設備を設置するものとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合を除き、他の公的制度的対象となっている改築事業は除く。

- 2 補助事業は、公衆浴場の所有者または経営者による事業計画のうち、東京都による改築補助が見込め、かつ、次の各号のいずれかに該当することを条件とする。
 - (1) 品川区が実施する介護予防事業、健康増進事業等において、当該公衆浴場の協力が見込めること
 - (2) 公衆浴場の所有者または経営者が、当該公衆浴場で自ら介護保険事業、健康増進事業等を実施すること
 - (3) 前2号に定めるもののほか、区長が特に必要と認めること

(補助対象者)

第4条 補助を受けることができる者は、公衆浴場の所有者または経営者であって、改築事業にあつては、補助金受領後15年以上、公衆浴場の営業を継続する意思を有し、特別区民税（法人にあつては、法人住民税）を現に滞納していない者とする。

(補助内容)

第5条 品川区は第3条第1項に規定する補助事業を実施する公衆浴場の所有者または経営者に対し、その改築に要する費用の一部を予算の範囲内で補助する。

(補助対象施設整備費の限度額)

第6条 品川区が補助の対象とする補助対象施設整備費の限度額は、1施設につき2億円とする。

2 補助対象施設整備費の内容は、次の各号に掲げる費用で、別表第2により算出して得られた額とする。

- (1) 本体工事費
- (2) 附帯設備費
- (3) 初度調弁費
- (4) 設計工事監理委託費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象施設整備費の二十分の一とし、1施設につき1千万円の金額を超えないものとする。

(補助の申請)

第8条 補助を受けようとする者は、区長に対し、事業計画を提出し、その承認を受けた後、事業計画とともに健康増進型公衆浴場改築支援補助申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 工事設計書および見積書
- (2) 既存の浴場施設の営業許可書の写しならびに建物および土地の登記事項証明書(借地の場合は、土地所有者の建築承諾書)
- (3) 法人の場合は登記事項証明書
- (4) 前年度特別区民税(法人にあっては、法人住民税)の納税証明書
- (5) 印鑑証明書
- (6) 個人の場合は、所得税確定申告書および決算書の写し(過去1か年の直近の決算期間)
- (7) 法人の場合は、法人税申告書および決算書の写し(過去1か年の直近の決算期間)
- (8) 営業継続期間保証書(第2号様式)
- (9) 品川区公衆浴場商業協同組合の組合員である公衆浴場の所有者または経営者が申請する場合は、同組合の意見書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助の決定)

第9条 区長は、第8条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には補助の決定をし、健康増進型公衆浴場改築支援補助決定通知書(第3号様式)により、補助をしないことと決定したときは通知書(第4号様式)により、それぞれ通知する。

(補助の申請の撤回)

第10条 補助の決定を受けた者は、補助の決定の内容または条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

(補助の決定の辞退)

第11条 補助の決定を受けた者が、交付決定前に補助の決定を辞退する場合は、速やかに辞退届(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(工事の着工時期および期間)

第12条 補助の決定を受けた者は、東京都の助成決定の通知を受けた日から起算して60日以内に、補助の決定に係る工事に着手しなければならない。また、速やかに工事着手届(第6号様式)を区長に提出し、その確認を受けなければならない。

2 補助の決定を受けた者は、補助の決定に係る工事に着手した日から起算して1年以内に、当該工事を完了しなければならない。

(変更承認申請)

第13条 補助の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(第7号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助の決定に係る工事内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 工事の着手時期および工事期間について、第12条第1項および第2項に規定する期間を超える変更をしようとするとき。

(変更承認)

第14条 区長は、第13条の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは変更を承認し変更承認書(第8号様式)により、変更を承認しないときは変更不承認通知書(第9号様式)により、それぞれ通知する。

(補助の決定の取消し)

第15条 区長は、補助の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助の決定を受けたとき。
 - (2) 区長の承認を受けずに、補助の決定に係る工事内容を著しく変更したとき。
 - (3) 正当な理由なく、第12条第1項に規定する期間内に工事に着手しなかったとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、補助の決定の条件または区長の指示に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助の決定を取り消したときは、補助決定取消通知書(第10号様式)により通知する。

(補助の決定に関する届出事項)

第16条 補助の決定を受けた者が、交付決定前に、住所または氏名(法人の場合は、名称または代表者氏名)の変更その他重要な事項に変更を生じたときは、速やかに区長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第17条 補助の決定を受けた者は、補助対象施設の工事請負契約を締結した日から起算して30日以内に、補助金交付申請書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 補助の決定に係る工事請負契約書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第18条 区長は、第17条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、

適当と認めるときは補助金の交付を決定し補助金交付決定書（第12号様式）により、補助金の交付をしないことと決定したときは補助金不交付決定通知（第13号様式）により、それぞれ通知する。

- 2 区長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、または条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

（申請の撤回）

第19条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

（工事完了報告）

第20条 補助金の交付決定を受けた者は、助成に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届（第14号様式）を区長に提出し、確認を受けなければならない。

（補助金の交付手続）

第21条 区長は、第20条の規定による工事完了届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定書（第15号様式）により通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、区長が指示する期日までに、請求書（第16号様式）を提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の支払いを適当と認めるときは、これを支払うものとする。
- 4 前項の規定に関らず、区長が必要と認めるときは、補助金額を工事の進捗状況に応じて交付することができる。
- 5 補助金の交付を受けた者は、工事の受任者に対し、補助金に相当する額を交付を受けてから14日以内に支払わなければならない。
- 6 前項による支払いを完了したときは、支払いの日から起算して10日以内に支払完了届（第17号様式）を区長に提出し、その確認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第22条 区長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- （1） 補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止したとき。
- （2） 補助事業に係る施設・設備を補助金の交付の目的に反して処分したとき。
- （3） 特別区民税および法人住民税を滞納したとき。
- （4） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （5） 前各号に定めるもののほか、補助金交付決定の内容若しくは条件または法令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第23条 区長は、第22条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を

定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金および延滞金)

第24条 区長が第23条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付を受けた補助金および当該命令に係る補助金の受領の日から返還日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。ただし、当該違約加算金の額が100円未満のときはこの限りではない。

2 区長が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が前項の額を納付しなかったときは、補助事業者は納期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満のときはこの限りではない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(交付決定後の届出事項)

第25条 補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに区長に届けなければならない。

(1) 補助事業に係る施設・設備について火災、地震等の災害その他重大な事故が生じたとき。

(2) 第22条1項第1号または第3号の規定に該当したとき。

(3) 住所、氏名（法人の場合は、名称および代表者氏名）の変更その他について重要な変更を生じたとき。

(財産処分の制限等)

第26条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産について、補助金の交付を受けた日から15年間は、区長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。

2 区長は、補助金交付を受けた者が、前項に掲げる期間内に区長の承認を受けて補助事業により取得した財産を処分した場合、交付金額を限度として返納させることができる。

3 前項の規定により返納させる額は、別表第3に掲げる算式によって算出して得られた額とする。

(様式)

第27条 この要綱に定める補助申請書等の様式については、別に健康推進部長が定める。

(その他)

第28条 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

| 区 分 | 補助対象施設・設備 | |
|--------------------------------|--|--|
| | 必須施設・設備 | 任意施設・設備 |
| 1 区民の健康増進、区民相互の交流の促進等が図れる施設・設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・20人程度を対象とするミニデイサービスや健康増進事業等が実施可能な、30㎡以上のロビー、脱衣室等の施設 ・東京都福祉のまちづくり条例設備整備マニュアルに進じたバリアフリー化(手すり、滑り止め、段差解消、エレベーター等) ・受動喫煙防止のための設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、駐輪場 ・泡、ジェット、電気、露天、水、サウナ風呂等 |
| 2 地域貢献に資する施設・設備 | | |
| (1) 環境に配慮した燃料使用に係る施設・設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガス、電気、太陽熱等のクリーンエネルギーを使用した燃料設備 | |
| (2) 災害時の地域拠点となる施設・設備 | | <ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽による給水など災害時の地域拠点となるもの |
| (3) その他地域貢献に資する施設・設備 | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の公的施設等併設 |

別表第2

浴場部分のみ面積按分

品川区

| |
|---|
| 1 本体工事費 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体工事費 $\text{本体工事費} \times \frac{\text{健康増進型公衆浴場延床面積}}{\text{総工事延床面積}}$ ・ 公衆浴場用駐車場、駐輪場工事費一式 |
| 2 附帯設備費 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康増進型公衆浴場用設備工事費(居宅等の非対象部分を除く。) ・ 災害時の地域拠点となる設備工事費 ・ その他地域貢献に資する設備工事費 |
| 3 初度調弁費 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の本体工事、附帯設備工事に係る初度調弁費 |
| 4 設備工事監理委託費 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備工事監理委託費 \times $\frac{\text{健康増進型公衆浴場延床面積}}{\text{総工事延床面積}}$ |

別表第3

$$\text{返納額} = \text{交付金額} \times \frac{(\text{365日} \times \text{15年} - \text{補助金交付日から財産を処分した日までの日数})}{(\text{365日} \times \text{15年})}$$